

# 江田島市 子ども読書活動推進計画 (第二次)



平成27年3月16日  
江田島市教育委員会

## 目 次

1	子どもの読書活動の現状	2
2	第一次計画期間における成果と課題	4
3	基本的な考え方	
	(1) 本に親しむ	5
	(2) たくさん読む	5
	(3) 目的に応じて読む	6
	(4) 本から学び自ら考えを深める	6
	(5) 環境の整備	7
4	具体的な目標と取組	
	(1) 家庭において	8
	(2) 保育園において	10
	(3) 学校において	12
	(4) 図書館において	16
	(5) 公民館において	20
	参考	22

## はじめに

子どもの読書活動は、子どもがことばを学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものとし、人生を深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことができないものです。

この子どもの読書活動のもつ重要性に鑑み、国においては、平成13年12月に「子どもの読書活動推進に関する法律」が制定され、平成25年5月には「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が公表されました。また、広島県においても、平成26年2月に「広島県子供読書活動推進計画（第三次）」が策定されました。

江田島市においては、平成19年3月「江田島市子ども読書活動推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定し、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、「家庭」「地域」「学校」が一体となった取組を展開してきました。

この度、第一次計画から一定の期間が経過したことを受け、その成果や課題を整理し、平成31年度までの5か年を計画期間とする「江田島市子ども読書活動推進計画（第二次）」（以下「第二次計画」という。）を策定しました。

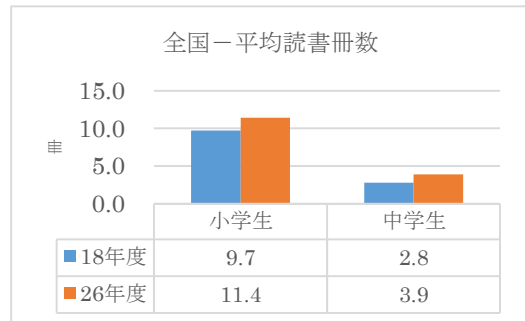
今後、第二次計画に基づき、子どもの読書活動を推進してまいります。

平成27年3月16日

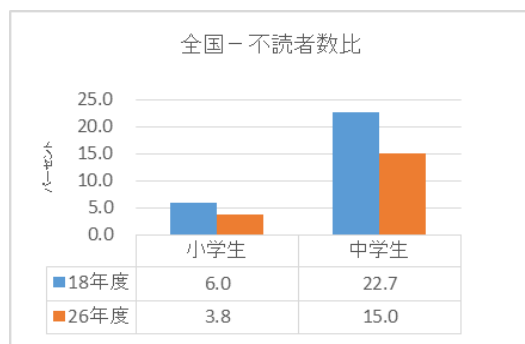
江田島市教育委員会  
教育長 塚田 秀也

# 1 子どもの読書活動の現状

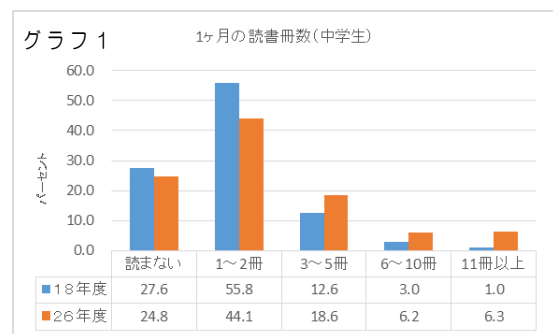
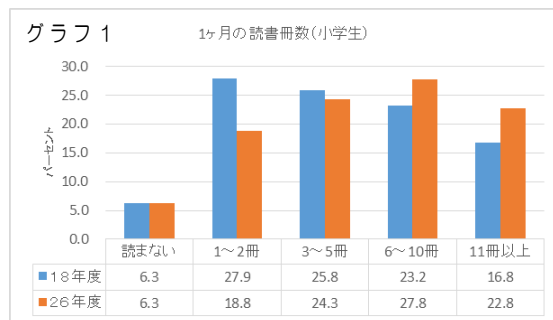
子どもの読書活動状況を全国的に見ると、1か月の平均読書冊数（平成26年度 第60回読書調査：全国図書館協議会・毎日新聞社）は、小学生11.4冊、中学生3.9冊となっており、第一次計画作成時（平成18年度）の小学生9.7冊、中学生2.8冊に比べ、それぞれ、1.7冊、1.1冊の増加となっています。



また、1か月間全く読書をしていない児童生徒不読者の割合は、小学生3.8%、中学生15.0%で、第一次計画作成時の小学生6.0%、中学生22.7%に比べ、それぞれ2.2%、7.7%の減少となっています。



続いて、江田島市の状況について第一次計画時と比較してみると、「小学生の1か月に読む本の冊数調」〔広島県教育委員会：基礎基本定着状況調査（以下「状況調査」と言う。）ーグラフ1〕においては、「読まない」割合は変化がありませんが、「1～2冊」の少ない冊数の割合が大きく減少し、「6冊以上読む」という児童生徒が大きく増加してきたことが分かります。これは、中学生においても同様の傾向で、「読まない」「1～2冊」の割合が減少し、「3～5冊」以上を読む生徒が増加しています。



さらに、「1週間に家庭で本を読む時間調」（状況調査ーグラフ2）においても同様に比較してみると、「1週間に全く読まない」「1時間未満」本を読む児童の割合が

減少し、「1時間～3時間未満」本を読む児童が大きく増加しています。

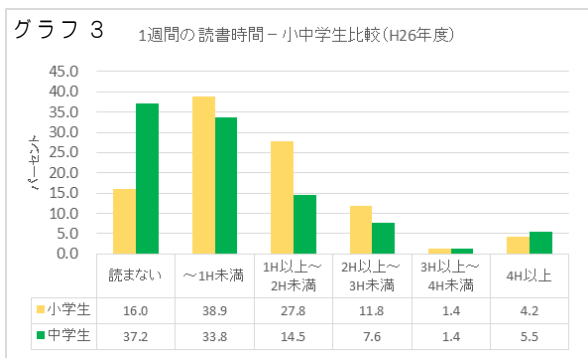
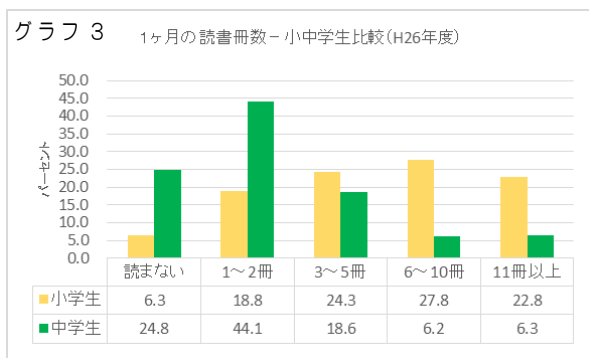
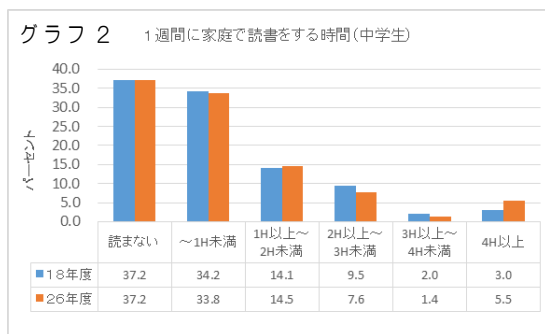
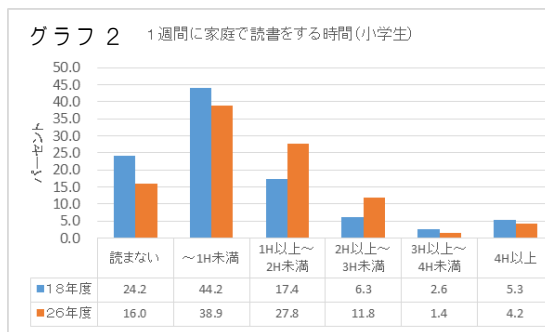
ただし、中学生においては、それほど大きな変化は見られませんが、「4時間以上」本を読む生徒が増加しています。

以上のことから、小学生、中学生個々の読書活動は、江田島市を含め全国的に活性化しており、活動推進への取組が、一定の効果を得たと考えられます。

しかし、小学生時期と中学生時期とで比較（グラフ3）してみると、「1か月の間に全く本を読まない」割合は、小学生が6.3%である

のに対し、中学生は24.8%と大幅に増加し、また、「1週間に家庭で読書をまったくしない」割合についても、小学生16.0%から中学生37.2%と大幅に増加します。

このことから、小学生から中学生へと年齢を重ねるにつれて読書活動から離れていく傾向が見て取れ、引き続き大きな課題として受け止めていかなければなりません。



## 2 第一次計画期間における成果と課題

江田島市では、第一次計画を基に、子どもの読書活動に関する様々な活動や事業を行ってきました。

学校においては、各教科・領域など教育活動全体を通して読書活動を位置づけた「読書活動年間指導計画」を策定し、読書活動に対する共通理解を図り、読書活動を推進しています。

特に、小学校では、全ての学校において地域や保護者の読書ボランティアによる読み聞かせが行われるようになりました。

こうした取組により、本に親しみ、読書の楽しさを感じる子どもが多くなっており、読書ボランティアから指導を受けながら、子ども自身による読み聞かせ実践を行っている学校もあります。

教職員の研修は、計画的、系統的に行われ、学校図書館を活用した指導の充実が図られており、その資質の向上とあわせ、図書館環境の充実化が進められています。

図書館においては、図書館だより等による積極的情報提供や、様々なイベントの実施、児童書を含めた蔵書の充実が図られてきました。

さらに、図書ボランティアも増加したことで、図書館でのお話し会や読書会だけでなく、学校や福祉関係施設での読み聞かせ等が充実したものとなっています。

こうした取組を背景に、青少年層の図書館利用は増加傾向にあり、読書活動推進の一定の効果をられました。

また、環境整備として実施した、図書館のシステム統合によるネットワーク強化を行ったことで、地域での‘本’とそれに伴う‘人’の動きが活性化されたことは、全体的な市民サービスの向上に繋がりました。しかし、学校や子育て関連施設とのネットワークについては、未だ満足のいくものとはなっていません。

また、成果を上げるまでには至っていない家庭教育支援や公民館での取組と併せ、更なる積極的な取組が必要となります。

### **3 基本的な考え方**

第一次計画の結果を受け、第二次計画を策定します。

第二次計画においては、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断する子ども」などの「生きる力」の育成をめざし、「本に親しむ」「たくさん読む」「目的に応じて読む」「本から学び自らの考えを深める」そして「環境の整備」を基本方針として位置づけます。

#### **(1) 本に親しむ**

読書は子どもたちの思考力、判断力、表現力などを育み、豊かな人生を生きる基盤となります。

本と出会うことは、未知の世界への目を開かれ、時にはその一冊が子どもたちの人生に夢や輝きを与えてくれるものとなるのです。

よって、本が子どもたちにとって身近な存在となるように、日頃から本に親しませることが大切です。

そのためには、子どもたちが魅力的で楽しい本と出会うきっかけを作ることが必要であり、子どもの身近にいる保護者や教師、地域の方々が、子どもたちに本への関心を持たせるとともに、イベント等を通じて、継続的に読書活動の意義や重要性について普及・啓発していく取組が重要となります。

#### **(2) たくさん読む**

子どもたちが、様々な機会を通して、多くの様々な本に触れることは、読書を楽しむ習慣を形成する上で、重要なことです。

ただし、読書は他人から強要されて行うものではなく、子どもたち自身が本に関心を持ち、本への親しみ、読書の楽しさを感じる必要があります。

しかし、子どもたちは、成長するにしたがって、読書から離れていく傾向にあるのが実情です。

社会の大きな変化や、生活の多様化により、読書以外の多くに興味・関心が向いていくことがその大きな要因として考えられます。

こうした状況を把握し、子どもたちが生涯にわたって読書を楽しむ習慣を形成していけるよう、学校や家庭、地域等での取組が求められます。

### (3) 目的に応じて読む

子どもたちが本を読む目的は様々です。

楽しむため、調べるため、学ぶため等、その目的に応じて本の種類や読み方は変わってきますが、初めからその目的に応じた本をうまく選択し、読むことは難しいものです。

様々な情報からその本の特性を見抜き、活用するとともに、時には複数の本や資料を関連付けていく力が必要となります。

目的に応じて読む力を養うためには、学校教育における取組に加え、地域においても一人ひとりの読む力に応じた読み聞かせやブックトークなど、ボランティア等との連携のよるきめ細やかな取組が行われていくことが重要です。

### (4) 本から学び自らの考えを深める

子どもたちが本を読んで感動したことを表現したり、本から学んだことを基に交流したりすることは、自分の考えを深めるひとつのきっかけになります。

人間関係に起因する多くの問題が溢れている現在、人間関係の基本である、自分の意思を伝え、相手を思いやり、互いを尊重することができる豊かな心を養うことが重要であり、読書活動はこのことに大きな影響を与えるものとなります。

そのためには、学校や地域などにおいて、読書と自分の生き方を関連付けて考えさせるような機会の充実を図ることが必要であり、子どもたちが読書を通じて様々なものの見方や考え方に触れると



ともに、生き方を考え、表現する方法を養い、相手の思いを理解する機会を意図的に設定していくことが大切です。

#### **(5) 環境の整備**

読書活動を推進する環境をさらに充実させるため、学校図書館、図書館などの資料の整備・充実を図るとともに、各施設相互の協力を進めることが重要です。

また、図書関係施設へ司書や司書教諭を積極的に配置し、その知識と技術を効果的に活用することが、読書活動を推進する上で必要です。

## 4 具体的な目標と取組

### (1) 家庭において

乳幼児期の子どもは、絵本などのお話を見たり聞いたりすることが大好きです。

乳幼児期から、身近な人に絵本の読み聞かせをしてもらうことは、親子の精神的な絆を強めるとともに、子どもたちの豊かな心を育て、読書への意欲を高めることにつながります。

また、子どもの頃の読書活動が多い大人ほど、未来志向や社会性などの「意識・能力」が高いという報告〈9ページ下段 表①〉もあります。

保護者自身がこうした重要性をしっかりと認識することが大切であり、それを伝えていく取組を積極的に行うことが大切です。

## 現 状

### ■ 情報発信、相談・交流の場

家庭教育支援講座の開催や、図書館、子育て支援センター等の関係機関において、推薦図書や子育てに関する情報を発信しています。ただし、各施設や機関が、密な連携をとって取組を行っているとは言えない状況です。

### ■ ボランティアの育成状況

新たな家庭教育支援ファシリテーター等の育成が思うように進まず、行政での対応が中心となっています。

## 目 標

### □ 情報発信、相談・交流の場の充実

- ⇒ 積極的に各種講座等の情報を発信します。
- ⇒ 相談・交流の場を充実させます。

### □ 家庭教育ボランティアの積極的養成

- ⇒ 家庭教育支援ファシリテーターを養成します。

### □ 男性の積極的読書活動参加を推奨

- ⇒ 男性に対して、読み聞かせ等読書活動への積極的参加を促すための講座等を開催します。

本に親しむ

## 目標を達成するための 具体的取組

### ☆ 家庭教育支援講座を開催します！

広島県との協力のもと、「親の力を学びあう学習プログラム」  
(広島県教育委員会)を活用した事業を展開します。

- ⇒ ファシリテーター養成講座の継続実施
- ⇒ 読書活動をテーマとした参加型プログラムの実施

ファシリテーターとは？

講座等がスムーズに進行するように、舵取りの役目を果たす人

### ☆ 相互協力のもと、情報発信と交流の場を充実させます！

教育・福祉関係等の関係機関が連携・協力し、情報発信や保護者同士の交流促進などを効果的に推進します。

- ⇒ 乳幼児健診や身体計測時などの場での情報発信
- ⇒ 子育て座談会などを通じた交流促進
- ⇒ 連絡調整の場を設け、取組や課題等を共有

### ☆ 父親・男性を対象とした事業を実施します！

男女が相互協力し、家庭教育に関わることが求められる中、男性が読書活動への関心を持ち、積極的に取り組んでいける機会の充実化を図ります。

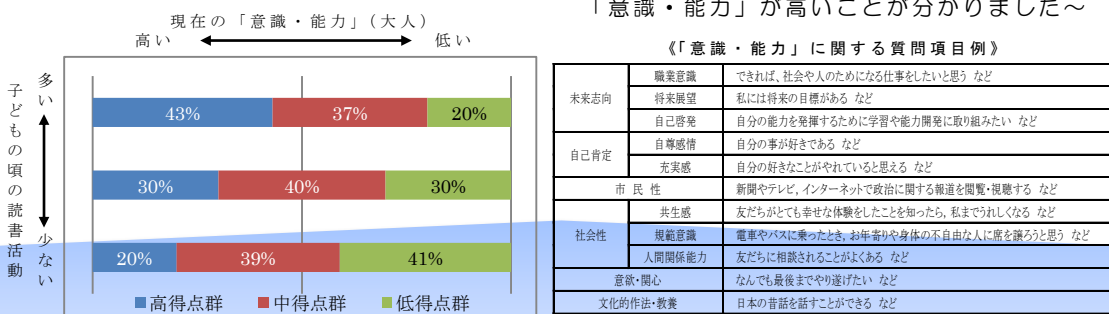
- ⇒ 読み聞かせ体験や本選び等、参加型講座の開催

### ☆ 家庭での絵本一日一冊運動を推進します！

家庭での子どもと保護者間の良好なコミュニケーションの中で、絵本の面白さを自然に互いが感じることが出来る機会作りを推奨します。

- ⇒ 読書活動の重要性やお薦めの絵本情報についての啓発活動  
(「1日1冊読書活動」チラシ 等)を推進

表 ① ～子どもの頃の読書活動が多い大人ほど、未来志向や社会性などの「意識・能力」が高いことが分かりました～



参考：子供の読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究 報告書(平成25年2月23日)普及啓発リーフレットより抜粋  
※詳細は、「子どもの読書活動の実態とその影響・効果に関する調査研究 報告書」を参照  
(独立行政法人 国立青少年教育振興機構)

## (2) 保育園において

保育園は、家庭とともに子どもの人間形成を培う重要な場のひとつといえます。

子どもが本と関わることは、子どもが成長するうえで大きな影響を与えるものとなります。

子どもたち自身が読書に関心を持つきっかけを作るために、読み聞かせやイベントなどで、子どもたちをたくさんの本に出会わせることが大切です。

また、保護者に対しても同様に、様々な本と出会う場を提供することで、本に関わることの重要性やお薦めの題材などの情報を共有するなど、相互が連携して取り組んでいくことが大切です。

### 現 状

#### ■ 読書コーナーの状況

10 保育園全てにおいて、読書コーナーを設けています。

#### ■ 日頃の読書活動状況

全ての保育園で、毎日読み聞かせを行っています。

#### ■ 保護者、図書館等との連携状況

保護者に対し、読書活動の重要性を理解してもらうべく、お知らせという形で呼びかけを行っています。

現在、図書館への団体登録利用は2割程度に留まっていますが、図書館職員やボランティアからの読み聞かせサービスを受け入れるなど、読書への関心を抱く取組を積極的に行っています。

#### ■ 職員研修等の実施状況

読書活動に関する研修会、講演会等へ積極的な参加は、十分に実施できていないのが現状です。

### 目 標

#### □ 読書コーナーの充実

⇒ 高評価を得ている幼児向け図書を収集します。

#### □ 読書活動の充実

⇒ 全ての保育園で毎日読み聞かせ活動を行います。

#### □ 図書館、保護者との協力体制の充実

⇒ 保護者参加型プログラムを展開します。

⇒ 図書館への団体登録を推奨します。

#### □ 職員資質の向上

⇒ 職員研修を充実し、資質向上を図ります。

本に親しむ

## 目標を達成するための 具体的取組

### ☆ 全ての保育園の絵本コーナーを充実させます！

気軽に本に触れられる場があることは、子どもの興味・関心を高めることへと繋がる大切なことであり、様々な工夫を凝らしながら情報を発信する必要があります。

- ⇒ 子どもが関心を深めるようなレイアウト等の工夫
- ⇒ 推薦図書の紹介や保護者への情報発信



親子で過ごせる絵本コーナー

### ☆ 毎日の読み聞かせの継続・充実をめざします！

全ての保育園で実施している読み聞かせを継続するとともに、実施方法を工夫することで、さらなる充実を図ります。

高評価を得た本を中心としながらも、各保育園による特色ある選定も行い、バラエティに富んだものとしします。

- ⇒ 毎日の読み聞かせを全保育園が継続して行い、動きや小道具等を利用した興味や関心を高めるための工夫を実施



読み聞かせの様子

### ☆ 保育園同士、図書館との連携強化を図ります！

様々な取組を行っていくには、それぞれの蔵書だけでは限りがあります。

保育園同士が互いに協力するとともに、図書館との連携を強化し、効率的に取組を行います。

- ⇒ 各保育園同士が蔵書状況等の情報交換を行い、相互協力
- ⇒ 全保育園の図書館団体利用登録

### ☆ 読書活動の重要性を発信します！

保護者と対話する時間や、お知らせ等を通して、読書活動の重要性や大切さを知ってもらいます。

- ⇒ 保護者向けのイベントや、参加型交流会の開催

### ☆ 職員の資質向上をめざします！

読書活動の重要性や、本に関する知識などの習得は、読書活動を推進するうえで重要なことです。

- ⇒ 読書活動に関する研修会や講演会等への積極的参加

### (3) 学校において

学校は、児童生徒の読書習慣を形成していく上で、かけがえのない大きな役割を担っています。児童生徒が生涯にわたる読書習慣を身に付けるとともに、自らの読書の幅を拓げるため、様々な本に触れる機会を確保することが重要です。

国語科を中心とした全ての教科等では、読書活動年間指導計画に基づく意図的・計画的な読書活動を推進することが重要です。

また、さまざまな課題について学校図書館等の本を活用して調べたり、読書を通じて感じたことや考えたことをまとめる活動を行ったり、読書感想文コンクールに応募したりするなどの取組を行います。そのことにより、児童生徒が読書を通じて様々なものの見方や考え方に触れるとともに、生き方を考え、表現する機会を意図的に設定していくことが大切です。

ボランティアによる読み聞かせやお話会などの取組も、児童生徒が本と出会うきっかけづくりに大きな役割を果たしています。

## 現 状

### ■ 学校における推薦図書選定・活用状況

「校内で推薦図書のリストを作成し、児童生徒に読書を進める取組を行った」（状況調査）

⇒ 小学校 5校/7校（71%） 中学校 3校/4校（75%）

### ■ 「子ども読書の日」、 「古典の日」 の実施状況

平成26年度「子ども読書の日」活動実施校

⇒ 小学校 6校/7校（85%） 中学校 4校/4校（100%）

※ 全校朝会で図書委員が「子ども読書の日」についてその意義を説明し、絵本の読み聞かせをした中学校もありました。

「古典の日」には、古典コーナーを設置した学校もあります。

### ■ 読書活動機会の状況

■ 一斉読書活動は全小中学校で実施中（100%）  
内、週に2回以上

⇒ 小学校 6校/7校（85%） 中学校 3校/4校（75%）

■ 1か月に1冊以上本を読んでいる児童生徒  
（状況調査：対象小5，中2）

⇒ 小学校児童 93.7% 中学校生徒 75.2%

## ■ 児童生徒の読む力の育成状況

「様々な本や資料(図, グラフ, 表を含む。)を基に, 自分の考えを持たせる指導をしたか」(状況調査)

⇒ 小学校 7校/7校 (100%) 中学校 3校/4校 (75%)

## ■ 読書感想文コンクールへの応募状況

平成26年度に応募状況

⇒ 小学校 4校/7校 (57%) 中学校 2校/4校 (50%)

## ■ 学校図書館図書標準を達成している学校

⇒ 小学校 3校/7校 (42%) 中学校 1校/4校 (25%)

(平成26年度「学校図書館の現状に関する調査」)

【参考】学校図書館図書標準(文部科学省)

学級数	蔵書冊数	学級数	蔵書冊数
1	2,400	1~2	4,800
2	3,000	3~6	$4,800+640 \times (\text{学級数}-2)$
3~6	$3,000+520 \times (\text{学級数}-2)$	7~12	$7,360+560 \times (\text{学級数}-6)$
7~12	$5,080+480 \times (\text{学級数}-6)$	13~18	$10,720+480 \times (\text{学級数}-12)$
13~18	$7,960+400 \times (\text{学級数}-12)$	19~30	$13,600+320 \times (\text{学級数}-18)$
19~30	$10,360+200 \times (\text{学級数}-18)$	31~	$17,440+160 \times (\text{学級数}-30)$
31~	$12,760+120 \times (\text{学級数}-30)$		

## 目 標

### □ 推薦図書や必読書の紹介

⇒ 推薦図書や必読書選定リストを作成・活用します。

本に  
親しむ

### □ 「子ども読書の日」, 「古典の日」の取組の実施

⇒ 両日の取組を読書活動年間指導計画に位置づけ実施します。

本に  
親しむ

### □ 読書活動機会の充実

⇒ 全校一斉読書活動を継続して実施します。

⇒ 1か月に1冊以上本を読む児童生徒を, 小学生 97%以上, 中学校は90%以上にします。

たくさ  
ん読む

### □ 児童生徒の読む力の育成

⇒ 様々な本や資料を基に自分の考えをもたせる指導の充実を図ります。

目的に  
応じて  
読む

### □ 本を読んで生き方を考える機会の充実

⇒ 児童生徒が読書を通じて様々なものの見方や考え方に触れるとともに, 生き方を考え, 表現する機会を意図的に設定します。

本から学び  
自らの考え  
を深める

### □ 蔵書の整備

⇒ 学校図書館図書標準を満たす整備を行います。

環境の  
整備



## 目標を達成するための 具体的取組

### ☆ 全小中学校において、推薦図書、必読書を選定します！

全小中学校において、推薦図書、必読書を選定し、それらの本を読むことを読書活動年間指導計画に組み入れます。

また、同世代の児童生徒や身近な大人からの推薦図書を紹介する等、本との出会いの場を充実させます。

- ⇒ 推薦図書のリスト例を各学校に情報提供
- ⇒ 取組を実践している学校をホームページ等で紹介

### ☆ 「子ども読書の日」・「古典の日」の取組を100%にします！

全小中学校において、「子ども読書の日」(4/23)、「古典の日」(11/1)に、学校全体で読書活動の取組を行うことで、児童生徒の読書への意欲を高めます。

- ⇒ 取組の必要性について各学校への啓発
- ⇒ 各校の取組事例を情報提供



「子ども読書の日」などの取組の様子

子どもの読書活動の推進に関する法律（抜粋）

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

古典の日に関する法律（抜粋）

（古典の日）

第三条 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるよう、古典の日を設ける。

2 古典の日は、十一月一日とする。

3 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、前項に規定するもののほか、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場において、国民が古典に親しむことができるよう、古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備、古典に関する調査研究の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。



## ☆ 全校一斉読書活動100%を継続します！

全小中学校での一斉読書活動を行い、読書の機会を設けることで、児童生徒が読書に親しみ、楽しむ習慣の形成を図ります。

- ⇒ 週2回以上の一斉読書活動を時間割へ位置付け
- ⇒ 一斉読書活動の推進を読書活動年間指導計画へ反映

## ☆ 1か月に1冊以上本を読む児童生徒を増やします！

児童生徒自らが読書に親しみ、読書習慣を身に付けることができるよう、発達段階や興味・関心に応じた読書活動を実施します。

- ⇒ 読書マラソン(1か月の目標読書冊数を児童生徒が自ら決めその達成度を振返る)等の取組実施
- ⇒ 保護者に対して、家庭での自身の読書活動がもたらす効果を説明



目標設定！



スタンプカードの活用

## ☆ 本や資料を活用して、児童生徒の読む力を育てます！

各学校で、様々な本や資料を基に、自分の考えをもたせる指導の充実を図ることにより、児童生徒の読む力を育てます。

- ⇒ 指導事例を各学校に情報提供

## ☆ 自分の生き方について考える機会の充実を図ります！

読書を通じて様々なものの見方や考え方に触れるとともに、生き方を考え、表現する機会を意図的に設定します。

- ⇒ 読書感想文コンクールへの積極的な応募呼びかけ



読書絵感想文展示の様子

## ☆ 学校図書館図書標準を達成し、蔵書の整備を進めます！

児童生徒に必要な図書を整備する上で、国が学級数に応じて定めている蔵書冊数（「学校図書館図書標準」）の達成を基準とし、蔵書整備を図ります。

- ⇒ 十分な図書整備費の確保
- ⇒ 優秀な蔵書整備校の事例を紹介



学校図書館の様子

#### (4) 図書館において

図書館は、子どもたちを様々な本とめぐり合わせ、結びつける場であり、地域での読書活動推進の中核に位置するものです。

子どもたちが本と出会い、読むことの楽しさを感じることができ空間と体制作りが大切となります。

それには、子どもたちの疑問や好奇心を満たすべく、豊富で多様な本を備えるとともに、利用環境を充実させることが必要です。

また、本に関する様々な相談に応える知識と技術を習得した職員を配置し、子どもだけでなく保護者に対して読書活動の大切さを発信し、助言できる力を有することが求められます。

さらに、自然に楽しみながら読書意欲に結びつくきっかけとなり得るよう、地域と連携した様々な企画・サービスを展開していくことが重要であり、図書館を“本を貸すだけ”の場ではなく、本を媒体とした“地域コミュニティ形成の場”として位置づけることが必要となります。

## 現 状

### ■ 乳幼児・青少年向け図書の蔵書状況

各館(室)の総蔵書に対して占める児童書は次のとおりです。

平成25年度	児童書／総蔵書(割合)
江田島図書館	13,330冊／49,536冊(27%)
能美図書館	8,667冊／29,200冊(30%)
大柿公民館図書室	4,947冊／15,349冊(33%)

### ■ 推薦図書の紹介状況

- ◇ 3館(室)がそれぞれ専用の広報紙を毎月(週)発刊  
「図書館だより」「わだいBOOK」「今月の一冊」等
- ◇ お薦め本コーナーの設置
- ◇ ホームページ等での紹介

### ■ 中学生以下の登録及び利用状況

小・中学生の登録・利用状況です。

中学生になると、極端に図書館の利用が減るのが分かります。

年間状況	登録者(人)		利用者(人)		利用数(冊)	
	H20	H25	H20	H25	H20	H25
小学生以下	733	943	5,061	5,223	15,614	18,922
中学生	371	380	822	916	1,819	2,311

※1 統合システム導入後からの集計

※2 登録者のみ累計値

## ■ 読書関連事業の実施状況

- ◇ 図書館フェスタ（年1回）
- ◇ ふれあい（みんなの）広場（毎月）
- ◇ 子どもの日・夏休みスペシャル（年1回）
- ◇ 読書だいすき13万冊推進プロジェクト
- ◇ 児童文学誌『小鳥』発刊
- ◇ 読書ボランティアとの協力事業（毎週）



ふれあい広場の様子

## ■ 読書ボランティアの活動状況

3館（室）に登録したボランティアが次のとおり活動中

活動	平成18年度	平成25年度
登録団体	2	20
登録人数	16	64

- ◇ 登録種別 ブック・イベント・環境・文化
- ◇ 活動内容 おはなし会・出張読み聞かせ・音楽を絡めたイベント・環境美化 等

## ■ 司書の配置と研修受講状況

- ◇ 司書を各館へ2～3名配置している。
- ◇ 年間を通して可能な限り研修を受講するよう取り組んでいる。

## 目 標

### □ 児童向け図書及び推薦図書紹介体制の充実

- ⇒ 児童図書比率の増加若しくは維持に努めます。
- ⇒ 推薦図書サービスを全館（室）で実施します。

本に  
親しむ

### □ 小中学生層の利用拡大

- ⇒ 新規登録者数を前年比増とします。
- ⇒ 利用冊数を前年比増とします。

た  
く  
さ  
ん  
読  
む

### □ 読書関連事業・講座の全館（室）実施

- ⇒ 「子ども読書の日」の取組を実施します。
- ⇒ 児童・保護者参加型イベントを実施します。

本から学び  
自らの考え  
を深める

目的に  
応じて  
読む

### □ 読書ボランティアの育成と活用

- ⇒ ボランティア登録の増加をめざします。
- ⇒ ボランティア活用のPRを強化します。

本に  
親しむ

### □ 県・他市町・学校・地域との連携

- ⇒ 学校・地域への出前講座等を実施します。
- ⇒ サービス拡充のため連携強化を図ります。

本に  
親しむ

### □ 職員資質の向上

- ⇒ 全館（室）へ司書を配置します。
- ⇒ 職員の研修受講率100%をめざします。

環境の  
整備

# 目標を達成するための 具体的取組

## ☆ 児童書及び推薦図書紹介体制の充実！

高い評価を得ている児童書の優先的な導入と、アンケート等によるニーズ把握を基とした効果的な導入を行います。

さらに、子ども達や保護者に本と出会う機会を提供するために、図書についての情報や、読書活動に係る啓発を積極的に行っていく必要があります。

- ⇒ 児童書蔵書比率の上昇若しくは維持
- ⇒ 評価の高い図書の優先的導入
- ⇒ 利用者ニーズを基とした蔵書整備
- ⇒ 全館での推薦図書展示コーナーを充実
- ⇒ 「図書館だより」等の広報紙やHP等による情報発信

図書館だより



お薦め図書の展示  
コーナー

## ☆ 小中学生の登録・利用の拡大を図ります！

登録者数及び利用者数の増加をめざします。

特に、読書離れが顕著な中学生の利用拡大を図ります。

- ⇒ 学校との連携による利用促進
- ⇒ 小中学生向け事業の展開による意識の高揚  
例) しましまスタンプラリー・子ども司書養成 ほか

## ☆ 読書活動関係行事を全館（室）で実施します！

継続した読書活動推進には、子どもやその保護者だけでなく、地域全体で取り組み、気運を高めていくことが重要です。

各館）が調整し、年間を通して活動を盛り上げていきます。

- ⇒ 子ども読書の日イベントの全館（室）実施
- ⇒ 全館（室）での読書関係企画事業の開催
  - ◆ 各館での単独事業  
(図書館フェスタ, こどもの日スペシャル, ふれあい広場等)
  - ◆ 全館協力による事業 (しましまスタンプラリー 等)
- ⇒ ふれあい広場等定期事業の充実
- ⇒ 児童文学雑誌『小鳥』の継続実施



図書館フェスタ



しましまスタンプラリー



児童文学雑誌「小鳥」

### ☆ ボランティアの育成と活用推進を図ります！

図書館では、読み聞かせ等のボランティア活動が展開されています。

読書の楽しさや重要性を、子どもや保護者たちに直接伝えることができるボランティア活動の場を増やすことは、読書活動推進において大変効果的なものです。

- ⇒ 図書館ボランティア登録制度の整備
- ⇒ ボランティア育成講座の開催
- ⇒ ボランティア活動の場の積極的提供
- ⇒ 広報紙・ホームページ等での事例紹介
- ⇒ ボランティア同士の交流の場の設定



ボランティアイベントの様子



ボランティア募集のチラシ

### ☆ 県・市町・関係施設との連携強化を図ります！

子どもの読書活動を推進していく上で、図書館をはじめとする関係機関それぞれが個別に取り組むことは、その成果にも限界があり効果的ではありません。

広島県や学校、福祉機関、公民館等との連携することで、それぞれの長所を生かした充実した取組が可能となります。

- ⇒ 学校との連携による子ども司書養成講座の開催
- ⇒ 広島県との連携による家庭教育支援講座の開催
- ⇒ 学校、保育園や地域への読み聞かせ派遣
- ⇒ 公民館を窓口とした、広域サービスの展開
- ⇒ 学校・保育園等の団体登録推奨

### ☆ 職員資質の向上を図ります！

図書館の職員は、利用者からの様々な質問、要望に対応できるレファレンス能力が求められます。

本の選別や読書の大切さなど、さまざまな幅広い知識を基に活動支援を行っていく必要があります。

- ⇒ 全館（室）への専門職員（図書館司書）配置継続
- ⇒ 外部研修会への積極的参加
- ⇒ 職員同士の交流会を通じた意見交換



## (5) 公民館において

公民館は、生涯学習推進の中核を担う場のひとつであり、生涯にわたって読書習慣を身につける場として有効な施設です。

本を貸出すといったサービス提供を行っている館は少ないですが、地域との繋がりが深いという性格を最大限活用することで、読書活動の大切さを伝える取組を行うことが必要となります。

読書活動の重要性などの情報を積極的に発信し、読書サークルや育児サークルといった自主的な活動の奨励・育成に取り組むことで、子どもの読書活動推進に大きく役立つものとなります。

また、図書館との連携による、図書館未設置地区への積極的なサービス提供は重要な取組となります。

### 現 状

#### ■ 図書館との連携状況

図書館との共同事業展開や、図書館サービスの窓口機能としては満足できる成果は得られていない状況です。

#### ■ 関連事業・講座の実施状況

家庭教育関係講座を実施しているが、読書活動に特化したものは、十分なものではありません。

※大柿公民館図書室については、図書館として位置づけています。

### 目 標

#### □ 図書館との連携によるサービスの充実

⇒ 図書館の窓口として機能を担い、広域的なサービス展開を図ります。

たくさん読む

#### □ 関連事業・講座の充実

⇒ 読書活動関係講座を開催します。  
⇒ 読書関係サークル等との協力を図ります。

目的に  
応じて  
読む

## 目標を達成するための 具体的取組

### ☆ 図書館との連携を強化します！

江田島市内には図書館（室）が3館ありますが、立地・交通等の事情から、サービスを直接受けることが難しい子どももいます。

切串や三高など、そうした地域にある公民館が、図書館との連携を図り、読書を身近なものと感じてもらおうべく取組を行います。

⇒ 移動図書館の活用

⇒ 図書館の貸出・返却・資料請求サービス窓口として連携



図書館の本を、公民館を通して利用できる環境

⇒ 図書館の読み聞かせ事業等の積極的受入れ推進

### ☆ 読書活動をテーマとした講座を開催します！

公民館で開催する家庭教育支援講座において読書活動を取り上げる等、図書館とも連携をとりながら取組んでいきます。

⇒ 中央館4館（江田島・中町・沖美・大柿）において、  
講座を計画

⇒ 読書活動関係サークルとの協力により講座を計画

## 【参考】

○子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

江田島市子ども読書活動推進計画（第二次）

平成 27 年 3 月 16 日発行

江田島市教育委員会

〒737-2213  
江田島市大柿町大原 505 番地  
TEL 0823-40-3035